



市東孝雄さんの農地裁判 傍聴のために

行政訴訟 第5回口頭弁論 地民3部 (2008.9.30)

行政訴訟は、千葉県知事による賃貸借契約の解約許可決定の違法を裁く裁判です。今日の法廷では、原告・市東孝雄さんと弁護団がふたつの書面を提出します。ひとつ目は原告適格に係わる主張、ふたつ目は憲法問題です。

裁判事務局

被告・千葉県は、市東さんが一度も耕作したことがない「南台41-9」の土地について、「自分の畑ではないというなら（許可決定の取り消しを求める）訴えの利益がない（＝原告適格がない）」と主張しています。これは本末転倒の暴論です。

●「41-9」こそデタラメ示す動かぬ証拠

「41-9」の土地がなぜ重要かという、それは空港会社が賃貸借地の特定にあたって唯一の根拠とした図面のデタラメを証明することになるからです。

その図面とは、旧地主の藤崎政吉が市東東市さん（孝雄さんの父）と交わしたとされる書類に添付されたもの。空港会社はこれを唯一の根拠として2カ所の賃借地（41-8、41-9：写真）を特定しました。

しかしこの図面は、市東東市さんの立ち会いがないまま作られており、事実とまったく異なります。このことは9月1日に開かれた耕作権裁判第8回口頭弁論で、弁護団が決定的な証拠を突きつけました。

千葉県は、許可決定の前提をなす畑の位置を調べもせず、間違った土地を特定したまま解約許可を決定したのです。そのカギを握る「41-9」について、当然、原告適格があることを主張します。

●憲法29条、31条違反です

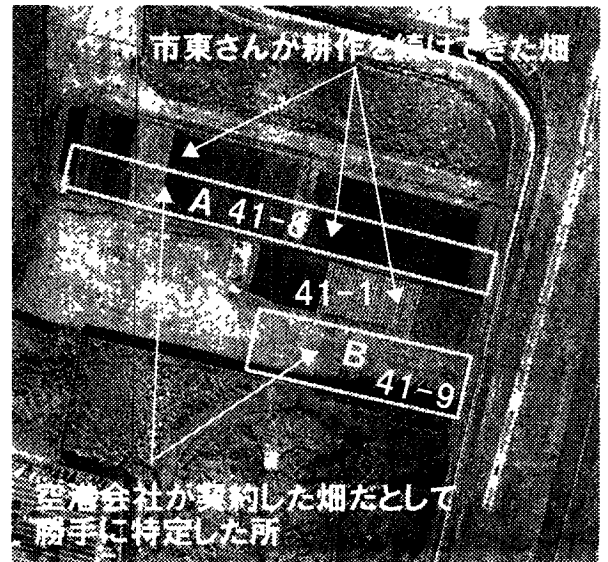
憲法29条3項は、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」と定めています。これを執行するための法規が土地収用法です。

成田空港をめぐるのは、闘いによって事業認定の期限が切れ、国は収用権限を失いました。実際に土地収用法を適用しながらも、失効して取り下げた経過がある土地を、今度は農地法20条許可処分によって公用収用することは、一種の二重起訴というべき訴権の乱用。憲法29条（財産権）と31条（適正手続きの保障）に違反します。

.....

10月12日以降の早い時期に、空港会社は、もうひとつ不当に明け渡し裁判を起こすことが予想されます。空港会社が契約地だと勝手に決めつけた部分（41-8、41-9）の明け渡し請求です。

この新たな闘いを控える中で開かれる本日の傍聴闘争を、市東さんとともに闘いましょう。



航空写真による位置の特定図。NAAが白く囲って特定してきた耕作地（A、B）は、畑の現況や法務局の公図とまったく違っている。境界確認のための立ち会いは行われていないし、杭も打たれていない。Bの場所に至っては、市東さんは一度も耕したことがない。

農地と農民の権利を守る裁判です

■市東さんの農地裁判とは、成田空港会社（NAA）による農地取り上げと闘う裁判です。3つの裁判が考えられ、行政訴訟はその中の一つ。農地の賃貸借契約の解約を不当に許可した千葉県知事の決定の取り消しを求めています。

■取り上げ対象にされた農地は、成田市の専業農家・市東孝雄さんの祖父が開墾してから、90年間耕作してきた畑です。NAAは20年も前に畑の底地を旧地主から違法に買収しましたが、今になって突然、農地法を乱用した違法手続きで取り上げようとしています。

■戦後の農地改革を引きつぎ、耕作者の権利を守ることを目的に制定された農地法を乱用して、農地をとりあげることが常識では考えられません。背後には、農業つぶしと農地法の廃止、成田空港の土地収用法の失効があります。憲法改悪と一体の動きです。

【解説】